

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
1	2	入札説明書	4	1	3-(6)-イ 今後のスケジュール	「5月下旬 SPCとの事業契約の締結」とありますが、「6月下旬 SPCとの事業契約の締結」の誤りではないでしょうか。入札説明書P20に「SPCは、落札決定後2ヶ月以内に～事業契約を締結しなければならない。」とあり、また、基本協定書(案)第5条第3項に「甲及びSPCは、平成18年6月中を目途として事業契約を締結する。」とあります。	原文のとおりとします。平成18年5月下旬又は遅くとも6月中に事業契約を締結することを想定しています。
2	2	入札説明書	4	9	4-(1)-イ	応募グループは、「構成企業」、「協力企業」及び「主幹事行」で構成することが規定されているが、「主幹事行」についても、競争参加資格の確認(第1次審査)資料の受付の段階で決定しておく必要があるとの理解でよろしいか。	御理解のとおりです。様式4において、構成企業等の例によって記載してください。
3	2	入札説明書	4	13	4-(1)-イ	「主幹事行」の定義が「～及びSPCに対して本事業の実施に必要な資金を貸し付けることを予定している金融機関(中略)を代表する者(以下「主幹事行」という)～」となっているが、融資団の組成業務のみ実施し、必ずしも資金の貸し付けを行わない金融機関を「主幹事行」とすることは可能か。	「主幹事行」の定義は、原文のとおりとします。
4	2	入札説明書	4	17	4-(1)-イ	「主幹事行」を、複数行で構成することは可能か。	「主幹事行」は一行とします。
5	2	入札説明書	4	39	4-(1)-キ	「・・・主幹事行の変更は認めない」とありますが、競争参加資格の申請までに複数の金融機関から主幹事行を選定することが難しい場合、主幹事行候補として複数の金融機関を登録することは可能でしょうか。	「主幹事行」は一行とします。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
6	2	入札説明書	5	31以降随所	4 競争参加資格	設計に携わる企業においては、管理技術者の配置、工事監理に携わる企業においては、工事監理者の配置、建設業務に携わる企業においては、専任の主任技術者または監理技術者の配置を、それぞれ求められています。事業契約書第5条第3項に定められている業務責任者は、これらと同一人が兼ねるものとして考えてよろしいでしょうか。あるいは別に定めてもよろしいでしょうか。	同一人としても、別に定めても差し支えありません。
7	2	入札説明書	9	37	4-(5)-ウ 競争参加資格 建設業務に携わる企業の参加資格要件	「平成7年4月1日以降に元請として完成引渡しが完了した・・・新営工事のうち、基礎から完成までの一式工事の施工実績を有する・・・」とあります。要件で定められている規模の施設の大規模設備改修や、設備増築工事の実績があるのですが、この場合工事床面積が2,000㎡以上あれば、新営工事に含まれると理解してよろしいでしょうか。	改修工事や増築工事の実績は、要件で求める新営工事実績には含みません。
8	2	入札説明書	10	6	4-(5)-ウ-(ア)-a-(b) 競争参加資格 建設業務に携わる企業の参加資格要件	(b)類似工事としてご指示いただいている「事務所又はそれらの類似施設」の中に、ホテル或いは商業施設等を含めてもよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
9	2	入札説明書	10	33	4-(5)-オ 競争参加資格 建設業務に携わる企業の参加資格要件	「・・・そのうち1者が主任技術者又は監理技術者を選任で配置できること。」とありますが、「1者が」というのは、1社の人員で配置しなければならないという意味なのか、又は、グループ内の各社で分担して配置しても良いという意味なのか、ご指示下さい。	複数の企業が工区又は工事種目ごとに分担して行う場合には、各企業がそれぞれの工区又は工事種目ごとに配置する必要があります。なお、1社の人員で配置するという意味ではありません。
10	2	入札説明書	10	33	4-(5)-オ 配置予定技術者	専任の主任技術者及び監理技術者の配置候補を幅広く準備したいと考えていますのでお伺いいたします。電気設備工事及び機械設備工事の実績のうち、電気設備工事及び機械設備工事に限定して施工したのではなく、建築一式工事のなかで、当該要件を十分に満たす規模の電気設備工事及び機械設備工事を責任者として担当した経験を有する者も、候補者に加えたいと思いますが、ご承認いただけますでしょうか。	元請として基礎工事から完成までの一式工事の施工実績であれば、差し支えありません。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
11	2	入札説明書	12	21	4 - (8)	「情報システム管理業務に携わる企業の参加資格要件(1)イ(I)の規定に基づき構成企業となる情報システム管理業務に携わる企業は、次の要件を満たすこと。電子機器、電子部品の製造業及びこれらに密接に関連する事業を営む者であって、直近の決算期における売上高(連結ベース)が5,000億円を超える者であること。」とありますが、11月7日の説明会において、個別に以下のとおり説明を受けた内容で相違ないでしょうか。1)連結5000億円以上の会社が構成企業に1社でも参加がある事。2)構成企業は電子機器、電子部品の製造業の企業以外のこれらに密接に関連する企業でも良い。3)連結5,000億円以上の会社が構成企業に1社でも参加していれば、連結5,000億円以下の企業も構成企業又は協力企業として参加して良い。参加可否に関わる重要事項でありますので、御手数ですが、上記、参加基準及び根拠について、具体的にご教示ください。	入札説明書に記載のとおりです。
12	2	入札説明書	12	26	4 - (9)	物品・サービス調達業務で、備品調達における協力企業として参加を考えていますが、構成員でなければ売上高(連結ベース)1兆円超の商社である条件はないと考えてよろしいですか。また、上記の協力企業の参加資格は、H16/17/18年度法務省競争参加(物品資格)資格登録者であればよいと解釈してよろしいですか。	売上高(連結ベース)が1兆円を超える商社が構成企業となっていれば差し支えありません。
13	2	入札説明書	19	20	15 - (3) - 工 - (イ) - b 総合評価	付帯的事業はいかなるものでも採点の対象にはならないという理解でよろしいですか。	御理解のとおりです。
14	2	入札説明書	19	30	16 基本協定の締結	「落札決定後7日以内に、～基本協定を締結しなければならない。」とあります。7日とは土曜日、日曜日及び祝祭日を除く7日と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
15	2	入札説明書	20	33	20 手続における交 渉の有無	「手続における交渉の有無 無」とありますが、事業契約等の規定の趣旨の明確化を目的とする協議はある、と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	5	11	第2編-第2-4	環境配慮型施設としての性能証明として、CASBEE等の具体的な指標による評価を求めるものか。	CASBEE等の具体的な指標による評価を求めるものではありません。
17	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	6	10	第2編-第3-2-(1) 上水道	事業予定敷地内にあるインフラ設備の内、地域給水タンクへの揚水管及び他地域への配水管の盛り換え工事は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	地域給水タンクへの揚水管及び他地域への配水管は、島根県が事業用地外に盛りかえる予定です。
18	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	6	10	第2編-第3-2-(1) 上水道	事業予定敷地内のインフラ設備は事業者の都合により撤去盛り替えは可能でしょうか。また、盛り換え不可能な場所はあるでしょうか。	事業用地内のインフラはいずれも国が取得する予定であり、本事業を目的とする限り、撤去・盛り替えが不可能なものはありません。
19	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	6	10	第2編-第3-2-(1) 上水道	工区と 工区をまたぐ歩道橋に敷設された既設配水管は今後も 工区側他地域への配水用として市の管理施設として残るでしょうか、それとも 工区から 工区への給水管として事業者による使用は可能でしょうか。前者の場合は、 工区側に単独の受水点を設けることができないでしょうか。	十文峠橋の配水管は国の所有となる予定であり、 工区から 工区への給水に使用することは可能ですが、維持管理は本事業の範囲内となります。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
20	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	6	10	第2編-第3-2-(1)上水道	工区と 工区をまたぐボックスカルバートを利用して本事業のインフラ設備を通過させることは可能でしょうか(周辺敷地を含む)。	可能ですが、提案の内容により、道路管理者等との協議が必要です。
21	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	9	2	第2編-第3-3-C	事業予定地は積雪の予想される地域であり、冬期に於いてグラウンド等の利用時には除雪作業が必要と思われるが、雨天時と同様に体育館を利用した屋内運動を実施するものと考えてよろしいか。	原則として戸外運動を行います。
22	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	17	34	第2-第4-1-(2)-ウ-6)運動場	運動場,農場等屋外施設への散水は三次処理水等の雑用水を使用しても良いでしょうか。	差し支えありません。
23	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	17	35	第2編-第4-1-(2)-ウ-6)	専用運動場(単独運動場)の記述がありますが、P24、P25、P32、P33を参照すると単独運動場は考察ユニットと単独処遇ユニットと閉鎖ユニットに設置すると考えられますが、それによろしいでしょうか。	単独運動場を使用する受刑者は、考査ユニット、単独処遇ユニット及び閉鎖ユニットに収容される受刑者です。
24	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	17	35	第2編-第4-1-(2)-ウ-6)	共同運動場1~2箇所のみで、各ユニット毎に受刑者の交差がないように毎日運動をさせることは困難と思われます。3ユニットに1箇所程度の専用ミニグラウンドが必要と思われますが、そのように考えておいたほうがよろしいでしょうか	事業者の提案によります。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
25	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	23	24	第1編 - 第4 - 2 - (2)	釈前教育ユニットには調室は必要でしょうか。	要求水準として求めるものではありません。
26	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	28	13	第2編 - 第4 - 3 - (1)	センター長室と大会議室の性能が記述されていますが、内外来訪VIP対応として建築内装のグレードをアップする対応が必要でしょうか。	要求水準として求めるものではありませんが、それぞれ使用目的に相応しいものを提案願います。
27	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	28	16	第2編 - 第4 - 3 - (1)	庁舎の事務室の面積が770㎡と記入されていますが、所要人員などを検討のうえ十分な広さが確保できれば、770㎡にこだわらず、面積を小さくしてもよろしいでしょうか	要求水準書に示す面積・室数は原則として最低限確保する必要がありますが、部屋を分離・統合して代替機能を確保するなど、運営に支障を来さない合理的理由がある場合はこの限りではないので、提案書にその旨記載願います。
28	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	29	57	第2編 - 第4 - 3 - (1)	管理棟の更衣室ですが、これを庁舎に設けてもよろしいでしょうか	運営に支障を来さない場合は、差し支えありません。
29	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	30	19	第2編 - 第4 - 3 - (1)	「医務棟の男女便所・多目的便所は診療外来利用者の人数に応じて適切に設ける。」と記述がありますが、医務棟の中には外部開放する室があるのでしょうか。あるのであればご教示ください。また、一方ではP7の7行目からの「機能模式図」では医務棟は保安区域にあり、P8の17行目では「医務棟は受刑者の治療・診察等に当たる医務セクションの事務室や診療室等が設置される施設。」と記述されており、外部開放をするようにはなっていません。	いわゆる構造改革特区法に「公的医療機関の開設者等は、国の委託を受けて当該施設内病院等の管理を行うとともに、在監者の診療に支障のない範囲内で、当該監獄の診療設備等を在監者以外の者の診療を行うために利用することができる」とあるところ、本施設の医務の管理は島根県に委託する予定であることから、同県が一般市民の外来診療を行うことを想定していません。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
30	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	30	33	第2編-第4-3-(1)	<p>単独室の室数は60室とありますが、電気・給排水設備の故障などにより何らかの理由で使用できなかった場合を想定して予備室を設ける必要がありますか。その場合、各ユニットごとに1室の予備室程度を設置するという事でよろしいでしょうか。</p>	<p>本施設では、維持管理業務として常に2000名を処遇できる状態を担保する必要があり、電気・給排水設備の故障等万一の場合の想定については、事業者の提案によります。</p>
31	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	31	11	第2編-第4-3-(1)- 建築性能表 S ユニット(特化ユニット)便所	<p>Sユニット以外の便所で身障者用手すりを必要とする箇所は無いでしょうか。</p>	<p>施設整備維持管理業務要求水準書のP18, 第2編第41(2)ウ 8)移動・バリアフリーを参照願います。</p>
32	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	34	17	第2編-第4-3-(1)	<p>隔離病室は法定伝染病を想定していると思われませんが、具体的に伝染病名を提示してください。</p>	<p>隔離病室は、個別空調にするなど、一般病室と区分する必要はありますが、医療法上でいう正式な機能は必要ありません。なお、法定伝染病の場合は、外部の医療機関にすみやかに移送します。</p>
33	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	74	20	イ 省エネルギーにかかわる業務計画	<p>「第一種エネルギー管理指定工場の指定の有無にかかわらず、省エネルギーにかかわる業務計画を・・・」との表記がありますが、これは省エネルギー法に則り業務計画を提出するに留まり、エネルギー管理士の常駐を必ずしも必要とするものではないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>必ずしもエネルギー管理士の常駐を必要とするものではありません。</p>
34	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	74	35	第3編 第1 7 (2) 工	<p>職員宿舎の維持管理において、宿舎管理人は必要でしょうか。必要な場合、管理人室は無償で提供していただけるとの理解でよろしいでしょうか(設置してよろしいでしょうか)。</p>	<p>宿舎管理人の有無は提案によります。管理人室を事業の必要により設置することは差し支えありません。</p>

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
35	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	74	38	第3編 第1 7 (2) 工	「管理事務業務の詳細は国と協議の上定める」とありますが、業務内容によって宿舍管理人の必要の有無が違ってくると思われます。協議により、管理人が必要となった場合はその費用を追加していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	管理人の有無は提案によりますが、宿舍の管理事務業務は事業に含まれます。
36	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	75	6	第3編 - 第1 - 7 -(2)-オ	避難訓練の実施について、本施設には介護を要する受刑者が含まれているが、自力での移動に支障のある受刑者はいないものと考えてよろしいか。	移動に車椅子を必要とする者等を収容することは想定されます。
37	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	77	21	第3編 - 第2 - 2 - (1)	建物部位表の3外装：天井は前項で示されている屋根とは別の箇所と思われるが、具体的にどのような部分をイメージされているか。	軒天等、外部にある天井をイメージしています。
38	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	79	8	第3編 第2 2 (3) ア	「日常的に」点検保守を行うとありますが、日常とは平日との理解でよろしいでしょうか。	平日に限るものではありません。
39	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	81	8	第3編 第3 2 (1)	「日常的に」点検・計測・保守を行うとありますが、日常とは平日との理解でよろしいでしょうか。	平日に限るものではありません。



島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
40	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	81	13	第3編 第3 2 (1) ア 1	管球交換について、管球は国から支給されるかと考えてよろしいでしょうか。	備品・消耗品管理業務として、事業者が調達することとなります。
41	3	施設整備・維持管理業務要求水準書	84	12	第3編-第4-3 特記事項	事業期間内の本施設需要エネルギー（電気、熱、ガス等）を電力会社以外の民間の第三者による事業体（本施設への供給を目的とした事業体であるが、PFI事業者とは無関係）から供給を受けてよろしいでしょうか。またその場合、本施設に熱源設備等のインフラ施設を持たないことが予想されるが、事業終了後も当該の第三者による事業体からの供給が前提となるがよろしいでしょうか。	差し支えありません。
42		施設整備・維持管理業務 資料リスト一覧	8			「施設整備・維持管理業務 資料リスト一覧」のP8からP17までのポーリングデータ的位置がわかりませんので、各位置をご提示ください。	資料リストP9～18のポーリング柱状図のうち、(ポーリング名「I-1, I-2, I-3, I-4, -2, -3, -5, -6」)の位置は、P7～8「旭工業拠点団地造成工事平面図調査地平面図」に記載があります。なお、P14(ポーリング名「I-1」)はその位置が当該平面図外のため削除とします。
43	4	運営業務要求水準書 訂正表	1	40	第3編 - 第1-6-(3)-イ 処遇情報管理システム	訂正表には、全職員が必要に応じ、入力、閲覧ができるようにする。という部分が残っており、本書（12ページ14行目）には記載がありません。本書を正と考えてよろしいでしょうか。	運営業務要求水準書に記載のとおりです。
44	4	運営業務要求水準書	5	5	第3編第1	総務業務においては職員管理、経理等組織全体の運営に関する事務を処理とあるが、参考資料の業務区分表（組織図）における島根あさひ社会復帰促進センターの想定職員数には変更ないと考えてよろしいか。	想定職員数に変更はありません。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
45	4	運営業務要求水準書	6	11	第3編第1 (2)イ	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律では、親族以外の面会も許されているが、それについては、面会予約システムの対象外と考えてよいか。	親族以外の者であっても、面会の認められる者については面会予約システムの対象となります。
46	4	運営業務要求水準書	7	22	第3編第1-2 -(1)-ア	指紋等の等の等とはどのようなことか。具体的例は何か。	指静脈情報等本人を識別するために必要なものを言います。
47	4	運営業務要求水準書	7	26	第3編-第1-2 -(1)-ア	(1)指紋等採取技術支援とあるが、「指紋等の採取に応じない場合には国の職員に連絡する。」と記載されています。技術支援とは、システムの操作等であり、採取にあたっての受刑者への指示は国が行うという理解で良いでしょうか？(民間は受刑者に指示できないため)	御理解のとおりです。
48	4	運営業務要求水準書	8	3	第3編-第1-2 -(2)-イ	電子決裁とは何か。	運営業務要求水準書に記載のとおりです。
49	4	運営業務要求水準書	9	27	第3編-第1-5- (1)-ア 領置事務支援業 務 領置物保管 業務内容 倉庫 の出納管理	訂正表にも記載が無く、(案)では「親族」となっており、本書では「親族等」となっています。本書を正と考えてよろしいでしょうか。 (すぐ下の「差入れ」の項目は、訂正表に訂正内容が記載されています。)	運営業務要求水準書に記載のとおりです。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
50	4	運営業務要求水準書	10	19	第3編 - 第1 - 5-(2)-イ	電話使用について、法施行前ということは、導入は国が行うという理解で良いか。	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律は、平成18年5月中に施行される予定であり、電話及びその関連設備の設置についても業務内容に含まれます。
51	4	運営業務要求水準	10	37	第3編 - 第1 - 6	総務系の情報システムについて、業務効率化に寄与するシステム構築には、詳細な業務分析が必要と考えますが、総務業務の内容について、事前に開示されるのでしょうか？	法務省ホームページに掲載されている「刑務所の業務」を参考としてください。 ( <a href="http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/MINE/setsumeio2.pdf">http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/MINE/setsumeio2.pdf</a> )
52	4	運営業務要求水準書	13	13	第3編 - 第1 - 6-(4)-イ	「扉を遠隔制御で一斉施錠できること」と記載されているが、位置情報システムと扉錠は連動しなければならないのか。	必ずしも連動しなければならないものではありません。
53	4	運営業務要求水準書	14. 15	33.3 4.1	第3編 - 第1 - 7 - イ 運転業務 要求水準	乗用車の台数が、(案)では5人乗・9人乗・26人乗が夫々4台・3台・3台となっており、訂正表にも記載が無く、本書では夫々2台・3台・4台となっていますが、夫々2台・3台・4台が正と考えて宜しいでしょうか。	運営業務要求水準書に記載のとおりです。
54	4	運営業務要求水準書	14	34	第3編 - 第1 - 7-イ	提示されている車両には、構外作業の車両も含まれているのか。P27で示される新開団地の農作業では30名以上であり、指定されたマイクロバス26人乗りでは対応できない。	提案により、26人以上乗車可能なマイクロバスを整備することも可能です。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
55	4	運営業務要求水準書	15	9	備品・消耗品管理用務	「本施設の運営に必要な什器・備品・消耗品を調達し、・・・」との表記がありますが、この消耗品には、清掃業務において補充すべき衛生消耗品（手洗石鹸水、トレットペーパー等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
56	4	運営業務要求水準書	16	28	第3編-第2-1-(2)-イ	施設外で作業を行う受刑者に対しての食事の盛付・配膳に関する要求水準は記載されていませんが、これは事業者の提案に任せるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
57	4	運営業務要求水準書	17	25	第3編-第2-1-(5)-イ	毎食時、検食1食分をセンターに提供するとありますが、治療食以外のもののみを提供すればよいと理解してよろしいですか。	御理解のとおりです。
58	4	運営業務要求水準書	18	3	第3編-第2-2-(1)-イ	提供する衣類（下着は除く）で最低限、次のものの用意が必要でしょうか。生活着・・・夏・冬物及びパジャマ、作業着・・・夏・冬物、運動着、防寒着	御理解のとおりです。
59	4	運営業務要求水準書	18	5	第3編-第2-2-(1)-イ	受刑者に提供する衣類・寝具類において、身体障害者を有する受刑者に配慮することを考慮した場合、通常受刑者と身体障害者に提供する衣類・寝具類は異なった仕様・デザインとなってもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
60	4	運営業務要求水準書	18	17	第3編-第2-2 -(2)-ア 洗濯 業務内容	「使用済み衣類等の回収・仕分け・洗濯・消毒・乾燥・折畳み」の他、アイロン掛け・縫製（ボタン付け等）等、一連の作業全てと考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
61	4	運営業務要求水準書	18	19	第3編-第2-2- (2)-イ	刑務作業として受刑者を使用する件に関し、先日の説明会にて口頭でたたみ業務を想定されていると発表されましたが、その他業務も事業者提案として可能でしょうか？例えば、衣類・寝具類の回収/配布業務、衣類の補修/メンテナンス業務など	御理解のとおりです。
62	4	運営業務要求水準書	18	19	第3編-第2-2 -(2)-イ 洗濯 要求水準	受刑者が行う洗濯作業とは「使用済み衣類等の回収・仕分け・洗濯・消毒・乾燥・折畳み」のうち全てですか？または運用により一部でも良いのですか。他にアイロン掛け・縫製（ボタン付け等）等、受刑者の刑務作業としてもよろしいですか。	いずれについても受刑者の刑務作業として差し支えありません。
63	4	運営業務要求水準書	18	25	第3編-第2-3-ア	収容棟および職訓練の日常清掃は受刑者にて行われるものと理解するが、建物周辺部分および渡り廊下等も受刑者により実施されるものと考えてよろしいか。	建物周辺部分及び渡り廊下等について、受刑者により実施することは想定していません。
64	4	運営業務要求水準書	18	25	第3編-第2-3-ア	収容棟および職訓練の定期清掃は民間事業者による業務範囲と理解するが、収容棟については外部窓ガラスおよび受刑者居室を除く共用部分が定期清掃対象と理解してよろしいか。	運営業務要求水準書に記載のとおりです。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
65	4	運営業務要求水準書	18	25	第3編-第2-3-7	「すべての敷地内」と「センター敷地内」の2通りの表記があるが、示される内容に差異はあるか。	同じ内容を示すものです。
66	4	運営業務要求水準書	18	25	第3編 第2 3 ア	定期清掃の範囲も、収容棟及び職業訓練棟以外のすべての敷地内との理解でよろしいでしょうか。	運営業務要求水準書に記載のとおりです。
67	4	運営業務要求水準書	18	27	第3編 第2 3 ア	センターから発生する一般廃棄物、産業廃棄物の種類と量をお教えてください。	事業者の提案する刑務作業の内容等によります。
68	4	運営業務要求水準書	19	4	第3編-第2-3-1	衛生消耗品が常に補充されている状態と水準で示されていますが、物品の購入も含めて民間事業者が用意するものと考えてよろしいか。	御理解のとおりです。
69	4	運営業務要求水準書	19	21	廃棄物処理	「廃棄物の収集、運搬を行い、・・・」とは施設内から収集し、敷地内に定められた収集場所に運搬することであり、敷地外への運搬・処理は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	法令に従い、センターから発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うことが業務内容となります。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
70	4	運営業務要求水準書	19	21	廃棄物処理	廃棄物の敷地外への運搬・処理が必要な場合は、事業者側の費用負担にて廃棄物処理を行うという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
71	4	運営業務要求水準書	21	13	第3編 - 第3 - 1 - (1) - イ	「迅速に非番の職員等ができる体制」とありますが、具体的な時間の規定・設定等ありましたら提示願いたい。見積算定に大きく影響する為。	迅速に駆け付けることができる体制を求めています。
72	4	運営業務要求水準書	23	19	第3編 - 第3 - 2	収容監視業務の要求水準が記述されていますが、収容棟外部からの監視は処遇上、好ましくありませんか。	事業者の提案によります。
73	4	運営業務要求水準書	24	17	第3編 - 第3 - 1 - (2) - ア	施設外の作業場の保安検査とあるが、保安事故防止のための検査など不可能ではないか。道具や自然物（石、木片等）もあり、施設外の何を検査するのか。	危険物、持込制限物品、薬物がないこと等の確認を確実に行うものです。
74	4	運営業務要求水準書	24	22	第3編 - 第3 - 1 - (2) - ア	入所時の着用衣類は、領置の業務範囲であり初回のみで月1回以上の保安検査の必要性はないのではないかと。	運営業務要求水準書に記載のとおりです。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
75	4	運営業務要求水準書	24	23	第3編 - 第3 - 1 - (2) - ア	「受刑者の着衣及び所持品が週一回以上検査されるよう」とあるが、着衣は収容時の着衣・作業時の着衣どちらを示すものが提示願いたい。	入所時に受刑者が着用していた衣類等は含みません。
76	4	運営業務要求水準書	24	23	第3編 - 第3 - 1 - (2) - ア	「受刑者の着衣及び所持品が週一回以上検査されるよう」とあるが、受刑者の着ているものも検査するのか。脱いだものか。洗濯物は含まれるのか。	受刑者が現に着用している衣類の検査は含みません。
77	4	運営業務要求水準書	24	34	第3編 - 第3 - 1 - (3) - ア	護送支援の移送は、他施設および医療機関とある。一方、施設外作業で求められているのは「受刑者行動の監視」であるが、施設外作業場への護送は国が行うという理解で良いか。	外部の医療機関への移送と同様に、施設外作業場への護送は業務内容に含まれます。
78	4	運営業務要求水準書	24	40	第3編 - 第3 - 1 - (3) - ア	身体に障害のある受刑者の介助業務とは、具体的にどのようなものを求めているのか。	実施方針等に関する質問回答 ( <a href="http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/MINE/pfi18.pdf">http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/MINE/pfi18.pdf</a> ) 質問No.58を参考としてください。
79	4	運営業務要求水準書	25	11	第3編 - 第3 - 3 - (4) - ア	運動入浴監視支援：毎日1時間以上行なう運動は、室内運動場を利用することで可しいでしょうか。	原則として戸外運動を行います。



島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
80	4	運営業務要求水準書	25	13	第3編 - 第3 - 1 - (4) - ア	入浴時間が30分以上となっている。美祢では30分と限定されていたが、何ゆえ ” 以上 ” なのか。	事業者の提案によります。
81	4	運営業務要求水準書	25	17	第3編 - 第3 - 1 - (4) - ア	身体に障害のある受刑者の介助業務を行うに当って100名の養護的処遇を有するもののユニット構成は、同一となるのか「ユニット構成の考え方」を提示願いたい。	介助を必要とする程度には違いがあることが想定されます。
82	4	運営業務要求水準書	25	17	第3編 - 第3 - 1 - (4) - ア	当該受刑者の介助とは、国の職員の補助と考えてよろしいか。	国の職員を補助するものではありません。
83	4	運営業務要求水準書	27	9	第3編 - 第4 - 1 - ア 作業企画支援業務 業務内容	訂正表にも記載が無く、(案)では「国に対し作業を提供する企業や団体」となっており、本書では「--団体等」となっています。本書を正と考えて宜しいでしょうか。	運営業務要求水準書に記載のとおりです。
84	4	運営業務要求水準書	27	23	第3編 - 第4 - 1 - (1) - イ	工区に施設内作業エリアを設定してもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
85	4	運営業務要求水準書	27	32	1イ【施設外作業】	受刑者による施設外作業の遂行及び遂行の結果に起因して、当該作業提供者の従業員あるいは第三者へ傷害を与えた場合あるいは当該作業提供者及び第三者の所有する財物等を損傷させた場合の損害は国が負担するという理解でよろしいですか	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）に記載のとおりです。
86	4	運営業務要求水準書	27	32	1イ【施設外作業】	受刑者による施設外作業の遂行及び遂行の結果に起因して、作業対象物（農産物、漁獲水産物）の価値を低下させたことによる経済的損害は国が負担するという理解でよろしいですか。	作業の技術的指導に瑕疵がある場合を除き，御理解のとおりです。
87	4	運営業務要求水準書	27	32	第3編 - 第4 - 1 - イ	【施設外作業】では食事を施設外で取る事になると思われます。施設外作業での食事の提供は、弁当と考えてよろしいでしょうか	事業者の提案によります。
88	4	運営業務要求水準書	27	32	第3編 - 第4 - 1 - イ	【施設外作業】の「新開団地での農作業」から、「湾内作業」までの各作業では提供事業者が既に何件かあると思われそうですが、紹介いただくことは出来ないでしょうか	事業者の提案によります。
89	4	運営業務要求水準書	29	29	第3編 - 第4 - 3 - イ	・人工透析を受ける必要がある者、身体障害を有する者（高齢者を含む。）、精神・知的障害を有するものに対しては、その特性に応じた訓練科目を『できるようにする』とありますが、こちらは同34ページの第6-6-A 各種プログラムの、生活技能訓練にあたるのでしょうか、それとも別の内容を想定されていますか。ご教示ください。	職業訓練と社会生活技能訓練は別の内容を想定しています。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
90	4	運営業務要求水準書	29	29	第3編 - 第4 - 3 - イ	・人工透析を受ける必要がある者、身体障害を有する者（高齢者を含む。）、精神・知的障害を有するものに対しては、その特性に応じた訓練科目をできるようにありますが、こちらの指導員について、誰を想定しておりますか。特化ユニットの専門スタッフでしょうか。一般の講師の場合、対応が難しいかと思われます。	特化ユニットの専門スタッフが職業訓練を実施することは想定していません。
91	4	運営業務要求水準書	31	16	第3編 - 第5 - 1 - (1) - イ	「全受刑者に対し、少なくとも1類型以上の処遇類型別指導を実施する。」とありますが、「国が実施する特化ユニットの特性に応じた各種プログラムを受けている特化ユニットの受刑者」、「国が実施する理学療法を受けている特化ユニットの受刑者」及び「人工透析を受ける必要のある受刑者」に対しても、1類型以上の処遇類型別指導を実施する必要がありますのでしょうか。	御理解のとおりです。
92	4	運営業務要求水準書	31	23	第3編 - 第5 - 1 - (2) - ア	「受刑者の希望する通信教育講座を提供する。」とありますが、通信教育講座を受講したい旨を申し出た受刑者に提供するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
93	4	運営業務要求水準書	32	1	第3篇-第5-1-(3)	・前回の『美祢社会復帰促進センター整備運営事業』では、「教育企画、通信教育、視聴覚教育と合わせ、1日1時間以上」でしたが、今回は視聴覚教育のみに「全受刑者に対し1日1時間（週5時間）以上実施する」となっております。そのような理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	運営業務要求水準書に記載のとおりです。
94	4	運営業務要求水準書	34	31	第3編 - 第6 - 6 - ア	・各種プログラム（作業療法、社会生活技能訓練、個別カウンセリング等）とありますが、これら業務は国が企画するという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。

鳥根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
95	4	運営業務要求水準書	35	4	第3編 - 第6 - 6 - イ	「専門スタッフ（作業療法士，社会福祉士（精神・知的障害を有する者を収容するユニットにあつては精神保健福祉士），臨床心理士あるいはこれらと同等以上の専門性を有する者をいう。）3名以上を，国が提示する勤務条件（週3日以上1日8時間勤務，月給134,000円程度）で確保し紹介する。」とありますが、例えば、国が提示する勤務条件で、週3日（1日8時間）雇用された専門スタッフが残りの週2日を他の会社と雇用関係を結ぶことは可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
96	4	運営業務要求水準書	35	4	第3編 - 第6 - 6 - イ	「専門スタッフ（作業療法士，社会福祉士（精神・知的障害を有する者を収容するユニットにあつては精神保健福祉士），臨床心理士あるいはこれらと同等以上の専門性を有する者をいう。）3名以上を，国が提示する勤務条件（週3日以上1日8時間勤務，月給134,000円程度）で確保し紹介する。」とありますが、維持管理・運営期間中は物価変動による改定以外は、給与の変更はなされないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
97	4	運営業務要求水準書	35	4	第3編 - 第6 - 6 - イ	「専門スタッフの給与は月給134,000円程度」との記述がありますが、厚労省の「介護事業実態調査」によりますと一日あたり概ね15,000円程度の人件費単価になっています。月12日労働として180,000円/月となります。月給の上乗せなどを再検討ねがえませんか	原文のとおりとします。
98	4	運営業務要求水準書	35	7	第3編 - 第6 - 6 - イ	月給134,000円程度の数値根拠は何か。	特にお示しする予定はありません。
99	4	運営業務要求水準書	35	24	第3編 - 第6 - 7 - イ	「身体に障害のある受刑者及び高齢受刑者に対し，週3日（1日1時間程度）以上の理学療法を実施するために必要な専門スタッフ1名以上を，国が提示する勤務条件（週3日以上1日8時間勤務，月給134,000円程度）で確保することができるよう，国に適切な理学療法士又はそれらと同等以上の専門性を有する者（以下「理学療法士等」という）を紹介する。」とありますが、例えば、国が提示する勤務条件で、週3日（1日8時間）雇用された理学療法士等が残りの週2日を他の会社と雇用関係を結ぶことは可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
100	4	運営業務要求水準書	35	24	第3編 - 第6 - 7 - イ	「専門スタッフの給与は月給134,000円程度」との記述がありますが、厚労省の「介護事業実態調査」によりますと一日あたり概ね15,000円程度の人件費単価になっています。月12日労働として180,000円/月となります。月給の上乗せなどを再検討ねがえませんか	原文のとおりとします。
101	4	運営業務要求水準書	35	26	第3編 - 第6 - 7 - イ	月給134,000円程度の数値根拠は何か。	特にお示しする予定はありません。
102	4	運営業務要求水準書	35	37	第3篇-第7-1-ア	・分類事務支援業務において、特化ユニットの処遇決定案作成や養護の処遇を必要とする受刑者及び社会適応のための訓練が必要な受刑者に対する面接調査・個別カウンセリング等は、一部医療行為が発生すると想定されますが、その際の業務については国が実施されるのでしょうか。	医療行為の一環としてのカウンセリング等は業務内容に含まれません。ただし、入所時調査及び再調査に係る面接調査は業務内容に含まれます。
103		運営開始に必要な備品等	14	33		半開放ユニットの多目的ホールにクリーンロッカーが1台必要と記述してありますが、大きさ、何人用を想定すれば良いでしょうか。また、鍵は個別キーを用意し、それはマスターキー対応をする必要があるでしょうか。	事業者の提案によります。
104	6	基本協定書（案）	2	2	第4条	S P Cを設立する本来の目的は、本件事業について株主の責任を有限とするためのものですが、現条文では株主の責任が無限となるため、1項については、「～又は請け負わせるよう最大限努力するものとする。」2項については「～誠実に遂行させるよう最大限努力しなければならない。」と、それぞれ修正していただくようご検討願います。修正ができない場合は、本条の趣旨を明確にご回答ください。	本条は、乙のSPCの株主としての監督責任を規定するものであることから、原文のとおりとします。なお、第6条第2項でSPCは商法上の株式会社とする旨規定されており、株主である乙の責任が有限であることは明かです。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
105	6	基本協定書	4		第7条第6項および第11条	株主が負う守秘義務として、「本事業に関して知りえたすべての情報」とありますが、あくまで秘密情報として特定されたものについて、双方が一定期間守秘義務を負うのが合理的ではないでしょうか。守秘義務条項に一般的な除外事由を盛り込むべきではないでしょうか。	原文のとおりとします。
106	6	基本協定書（案）	5	3	第11条 秘密保持	ここでいう「関心表明書」は、第8条第3項の「融資に関する確約書」と同じものと考えてよろしいでしょうか。	本条でいう関心表明書は、入札前の段階において金融機関が事業者に対して提出したものをいいます。
107	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）			全般	実施方針の附属資料のリスク分担表に、「第三者賠償」という項目があります。「施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）」には、その項目を反映させた規定がありませんが、このリスク分担表に従ってリスク負担関係が決められると理解してよろしいでしょうか。	実施方針及び付属資料と入札説明書本編及び付属資料との間に齟齬があった場合については、入札説明書本編及び付属資料の記載が優先します。
108	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書	9,10		第12条第1項および第3項	設計図書等および本件事業関連システムの仕様については、国に「国の裁量により無償で利用する権利」が与えられるとあります。利用目的が限定されていますが、その理由をご教示ください。	要求水準書及び提案書類に従った利用を確保するためです。
109	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書	10		第12条第5項	第5項の対象となる著作物とは何になりますでしょうか。事業者および著作権者は国の承諾なく著作物の頒布等をおこなってはならず、また、著作者人格権を行使できないようですが、これには既存のプログラム、データ、資料等も含まれてしまうのでしょうか。	御理解の通りです。但し、個別の著作物の取り扱いについては、事業者からの申し出に従い、本項に基づく承諾については合理的に行うことを予定しています。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
110	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	12	5	第17条第1項 第17条第1項	第17条第1項では「工期の変更を伴わない場合のみ設計図書等の変更ができる」となっておりますが、第17条第2項は、第17条第1項により設計業務及び建設業務が遅延することを前提にした表現となっております。第17条第1項との整合性をとると、第17条第2項は以下のような規定になるのではないのでしょうか。 2 前項の規定による設計図書等の変更により増加費用及び損害が発生した場合には、前条第9項及び第19条第4項の規定に従う。	原文のとおりとします。
111	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	12	30	第3章 第1節 第19条第3項 本施設の建設	「～第23条第1項及び第2項の規定により建設業務の全部若しくは一部を請け負う者（以下「工事請負人」という。）」とあります。第23条第1項は建設企業以外の第三者へ請負わせる場合、同条第2項は当該第三者からの再下請けの場合の規定ですが、「工事請負人」には「建設企業」も含まれると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
112	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	13	14	第3章 第1節 第20条第1項 国による機器の設置等	「事業者は、機器の設置等について、あらかじめ国と協議し、そのスケジュールを管理する。」とありますが、「機器等の設置等と施設の建設工事のスケジュールを調整する」という趣旨でしょうか。機器の設置を行うのは国から別途受注した者であり、その機器の設置のスケジュールを事業者が管理することは不可能と思われま。	国による機器の設置ができるように、自らの建設工事のスケジュールと調整し、自らの建設工事のスケジュールを管理する、という趣旨です。
113	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	13	15	第20条 1 項	建設工事期間中において、国が設置する機器等の破損等による修復費等は国が負担する（除く当該破損が事業者の責めによる場合）という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
114	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	13	15	第20条 1 項	建設工事期間中に国が設置した機器等は、維持管理運営中もその管理は国が行うという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
115	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	13	15	第20条 1 項	建設工事期間中に国が設置する機器等の明細及びその 価額等は事前にわかるのでしょうか。わかるのであれば 概略につきご教示ください。	現段階でお示しできるものではありません。
116	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	13	22	第 2 1 条	市道付け替え工事：ここでの「市道」は、維持管理業 務要求水準書（第 2 編-第 3 - 1 ）の敷地条件の「町 道」と読み替えて宜しいでしょうか。また、「建設工 事期間中に市道付け替え工事のための造成を行なう」 とあります。本工事建設期間が短期間のため、本工事 が着手する前に先行して市側にて市道付け替え工事 をおこなうことが可能でしょうか。	前段は御理解のとおりです。後段は御意見として承り ます。
117	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	16	13	第 3 章 第 1 節 第28条第6項 本施設の建設に 伴う近隣対策	「また、本施設を設置すること自体に関する住民反対 運動、訴訟等の対応は国が行う」とありますが、国が 費用を負担されたうえで国が実施される、と理解して よろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
118	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	16	14	第 3 章 第 1 節 第28条第6項 本施設の建設に 伴う近隣対策	「合理的な期間本件運営開始予定日を延期する」とあ りますが、これに起因して事業者が増加費用又は損害 が発生した場合は、国が負担してくださると理解して よろしいでしょうか。	国は合理的な増加費用を負担します。
119	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	17	11	第 3 章 第 3 節 第31条 工期の変更	工期の変更に伴う損害及び追加費用については、第19 条第4項第1号ないし第3号の規定が準用されると理解し てよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。



島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
120	7	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）	18	12	第3章 第4節 第33条第4項 国による公務員 宿舎の工事完成 確認及び完成確 認書の交付	「第54条第1項及び第2項の規定により、維持管理及び運営業務の全部又は一部を受託した者（以下「受託者等」という。）」とあります。第54条第1項は維持管理企業・運営企業以外の第三者へ委託する場合、同条第2項は当該第三者からの再委託の場合の規定ですが、「受託者等」には「維持管理企業」及び「運営企業」も含まれると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
121	7	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）	18	29	第3章 第4節 第36条第1項 公務員宿舎の使 用	国の公務員宿舎のご使用は、国と事業者が締結する使用貸借契約に基づくものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
122	7	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）	19	2	第3章 第4節 第37条 公務員宿舎の完 成遅延による違 約金	事業者に違約金支払義務が発生するのは、事業者の責めに帰すべき事由による完成遅延の場合に限定されると理解してよろしいでしょうか。	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）に記載のとおりです。
123	7	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）	21	10	第46条	本条に言う「遅延利息の率に定める率に相当する率」とは年5%という理解でよろしいですか。	現時点での利率は，国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条及び第36条並びに財務省告示第129号（平成15年3月25日）の規定により，5%となっています。
124	7	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）	21	10	第3章 第5節 第46条 維持管理・運営 業務開始の遅延 による違約金	事業者に違約金支払義務が発生するのは、事業者の責めに帰すべき事由による遅延の場合に限定されると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
125	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	21	20	第4章 第1節 第47条第1項第1 号 運営業務に係る 本契約の発効	島根県又は浜田市の、構造改革特別区域計画の認定を受けるための申請手続の進捗状況及び今後の見通しにつき、ご教示いただけますでしょうか。	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）締結までの認定に向けて作業を行っております。
126	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	21	29	第48条 第49条	公務員宿舎や刑務所施設の完成後、維持管理・運営業務が開始されるまでの間において、備品搬入等のため、かなりの期間にわたって、事業者自身によって維持管理を行わなければならない期間が生じる可能性があります。その間の維持管理費用を国においてご負担いただくようご規定いただけないでしょうか。また、当該期間における国帰責で事業者側に非がない場合や不可抗力の場合のリスクは国の負担となることを明確にご規定いただけないでしょうか。	前段について、事業実施に必要な費用はすべて入札価格に含めてください。後段については、別紙17 1の規定に従うこととなります。
127	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	23	12	第4章 第1節 第53条第3項 維持管理・運営 業務に伴う近隣 対策	「また、本施設を設置すること自体に関する住民反対運動、訴訟等の対応は国が行う」とありますが、国が費用を負担されたうえで国が実施される、と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
128	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	23	14	第4章 第1節 第53条第3項 維持管理・運営 業務に伴う近隣 対策	「合理的な期間本件運営開始予定日を延期する」とありますが、これに起因して事業者が増加費用又は損害が発生した場合は、国が負担してくださるという理解でよろしいでしょうか。	国は合理的な増加費用を負担します。
129	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	26	23	第4章 第3節 第64条第3項 作業業務 - 総則	「事業者は、当該通知を受領した場合には、当該終了の時までに代替の作業提供企業等を確保し、」とあります。国の任意又は国の帰責事由により作業契約が解除され又は更新されない場合には、事業者に上記の義務は発生しないと理解してよろしいでしょうか。	作業契約解除の事由は限定するものではありません。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
130	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	27	24	第67条第1項	事業者がサービスを提供できない場合には、国帰責の場合と、不可抗力、事業者帰責の場合と三つのパターンがあると思われませんが、少なくとも事業者側に非がない場合については、期待されるべきPFI事業費（少なくとも固定費の部分）の全額もしくは一定範囲については支払われるように定めていただくことはできませんか。	別紙14 5 (1)並びに別紙16及び17等の規定によります。
131	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	27	29	第67条第4項	第67条第4項では、運営開始確認書の不交付がどのような理由によるものかが明記されておらず、単に運営開始確認書不交付という事実をもって、PFI事業費不払いの根拠としています。運営開始確認書が交付できない理由としては、国帰責の場合と、不可抗力、事業者帰責の場合と三つがあると思われませんが、少なくとも事業者側に非がない場合については、「運営開始確認書が交付されたら、交付前に支払い予定日が到来しているPFI事業費（初期投資分や固定費の部分）については、直ちに支払われる」旨を定めて頂くことはできませんか。	第67条第4項は、事業者の責めに帰すべき事由により運営確認通知書が交付されていない場合に関する規定です。
132	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	29	12	第74条	本施設の瑕疵担保：瑕疵担保期間は、国が本施設の所有権を取得した日から180日以内に限り当該瑕疵の修補を請求することができるとありますが、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年）」においては建設竣工後10年までです。瑕疵期間の見直しをすることが可能でしょうか。	原文のとおりとします。
133	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	29	12	第6章 第1節 第74条 本施設の瑕疵担保	本条を削除いただけないでしょうか。維持管理・運営期間を経過した後の引渡であり、新築から相当期間経過しているので、瑕疵担保責任を認めるのは相当ではないと考えます。	原文のとおりとします。
134	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	30	1	第6章 第2節 第75条第4号 事業者の債務不履行による契約解除	「業務報告書に虚偽の記載を行ったとき」とありますが、単なる記載ミスによる虚偽の記載の場合は除かれると理解してよろしいでしょうか。	虚偽の記載とは、事業者の故意又は重大な過失によるものであり、単純な記載ミスは含まれません。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
135	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	33	18	第7章 第85条第3項 民間収益施設の ための使用許可	「原状回復等に要する費用はすべて事業者の負担とする。」とありますが、「但し、国の都合により使用許可が更新されなかった場合には、国が当該費用を負担する」との趣旨を追加いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、使用許可の基準はあらかじめ入札までに示すこととします。
136	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	33	21	第7章 第85 条 第3項	民間収益施設の使用許可の取り消しが、国の都合による場合でも、原状回復等に要する費用はすべて事業者の負担になるのでしょうか。	原文のとおりとします。なお、使用許可の基準はあらかじめ入札までに示すこととします。
137	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	35	32	第93条	予見可能性は帰責事由の有無に関して考慮されるべきものであって、国・事業者に帰責事由はないがなお不可抗力でもない、という事由は存在しないと思われま す。「不可抗力に至らない事象」という表現からは、不可抗力を2つの場合に切り分けて、ギリギリの状態まで事業を維持したいという、国のご意向が伺えますが、法的には、国帰責の場合、不可抗力の場合、事業者帰責の場合と三つのパターンしかないと思われ、不可抗力を2つの場合に切り分ける必要はないと思料します。後日、解釈の混乱が生じないようにしておくためにも、不可抗力は不可抗力として、「不可抗力に至らない事象」という曖昧な内容となっている本条は全文削除して頂くことは出来ませんか。	発生について当事者に帰責性のない事象であっても、当該事象が通常予見可能なものであるならば事業者は善管注意義務としてそれに対処する義務があると考えます。従って、「不可抗力に至らない事象」は、事業契約上定義された「不可抗力」とは取り扱いを分けて、対処のための猶予は設けるものの、対処すること自体は事業者のリスク負担としており、原文のとおりとします。
138	7	施設の整備，維持管理 及び運営に関する契約 書（案）	35	32	第10章 - 第9 3条	「不可抗力に至らない事象」の事例をもう少しご教示 いただけませんかでしょうか。	風水害に最も典型的に代表されるものと考えます。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
139	7	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）	36	23	第11章 第94条第2項 公租公課の負担	「国は、事業者に対してPFI事業費に係る消費税を除き、一切租税を負担しない。」とあります。当初、事業者が想定していなかった租税の新設、租税に係る税制の変更等があった場合には、別紙16に従って処理される、という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
140	7	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）	39	10	附則 第1条 出資者の誓約	「事業者は、本契約の締結に当たり、別紙18の様式による出資者誓約書を国に対して提出する。」とありますが、基本協定書第7条第3項には「乙は、SPC設立時及び増資時において、各株主をして～別紙2の誓約書を提出させなければならない。」とあります。出資者は、この二種類の誓約書を提出する義務があるのでしょうか。	設立時に基本協定書に従って出資者誓約書が提出されれば、それが事業契約上の出資者誓約書を兼ねることとします。
141	7	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）	48	26	別紙6 保険	普通火災保険において、てん補限度額を「本施設の再調達価格」とすることになっておりますが、全損リスクが考えられる、「火災」「破裂爆発」「建物外部からの落下、飛来、衝突または倒壊」については本施設の再調達価格とし、それ以外の担保範囲については、てん補限度額を下げることは可能でしょうか？ （例）建物を再調達価格を200億円と仮定した場合 ・「火災」「破裂爆発」「建物外部からの落下、飛来、衝突または倒壊」については、てん補限度額200億円 ・「風災・雹災・雪災」等の他のリスク（担保内容）については、てん補限度額50億円	御提示の再調達価格全額ではない部分的なてん補限度額であっても、事実上本施設の再調達という本規定の目的とする効果が実質的に得られるリスクについては可能とします。ただし、本施設の再調達という、本規定が想定する効果が得られなかった場合であっても、何らかの代替措置により、同等のてん補が確実に確保される旨をお示し頂く必要があります。
142	7	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）	56	6	別紙12 1(1) a	「事業者において合理的に予見可能な範囲のもの」とは具体的にどのような受刑者の行為と考えればよいのでしょうか 基準となるような考え方・例等をお示しくください。	別紙11に記載の、本施設に収容される受刑者の特性から合理的に予見できる行為を想定しています。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
143	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	60	2	別紙16 1	本規定では、税法に関してはたとえば外形標準課税は事業者のリスクとなると思われます。事業者側から言えば、法令変更・税制変更も大きなリスクの一つであると思料します。契約当事者同士が対等の立場にあるべきPFI契約の建前から言えば、事業者側が管理できるリスクはリスクとして積極的に引き受けるとして、事業者側が管理し得ない、あるいは予測し得ないような法令変更・税制変更に関するリスクはすべて国の負担としてご規定いただけないでしょうか。	別紙16 1 ーに記載のとおり、本事業の遂行に重大な支障を来たす法令の新設，変更があり，これによる増加費用及び損害により事業者の経営が重大な影響を受ける場合には，当該増加費用及び損害の負担について協議することが想定されます。
144	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	61	2	別紙17 1, 2	不可抗力が建設期間に発生したか維持管理・運営期間に発生したかにより1と2を分けられていますが、例えば、不可抗力が建設期間に発生し、それにより維持管理・運営費に追加費用が発生した場合、現在の規定では1でカバーされますが、これは2でカバーされるべきものであると思われます。不可抗力が発生した時期ではなく、維持管理・運営費に追加費用が発生したか、本施設整備費に追加費用が発生したかによって区分してご規定いただくことはできませんか。	原文のとおりとします。
145	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	61	6	別紙17 1	但し書き以下ですが、現行案では事業者サイドがコストをかけてどうリスクヘッジしても最終的に事業者負担部分が残ってしまい合理的ではないと思われます。現行案を「但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は国が負担すべき額から控除する」と修正いただけませんか。	事業者の保険契約締結に要するコストについてはPFI事業費に含まれることから、原文のとおりとします。
146	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	61	6	別紙17 不可抗力による 増加費用及び損害の負担 1 本契約締結から刑務所施設の維持管理運営開始までの期間	ただし書き以降を次のようにご変更いただけないでしょうか。「事業者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金のうち事業者が負担する金額を超えるときは、当該超過金額は国が負担すべき金額から控除する。」	事業者の保険契約締結に要するコストについてはPFI事業費に含まれることから、原文のとおりとします。
147	7	施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（案）	61	11	別紙17 不可抗力による 増加費用及び損害の負担 2 維持管理・運営期間	ただし書き以降を次のようにご変更いただけないでしょうか。「事業者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金のうち事業者が負担する金額を超えるときは、当該超過金額は国が負担すべき金額から控除する。」	事業者の保険契約締結に要するコストについてはPFI事業費に含まれることから、原文のとおりとします。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
148	7	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）	61	12	別紙17 2	但し書き以下ですが、現行案では事業者サイドがコストをかけてどうリスクヘッジしても最終的に事業者負担部分が残ってしまい合理的ではないと思われます 現行案を「但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は国が負担すべき額から控除する」と修正いただけませんか。	事業者の保険契約締結に要するコストについてはPFI事業費に含まれることから、原文のとおりとします。
149	8	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）別紙13 モニタリング及び改善要求措置要領	5	18	第4 - 2 - (2)	収容関連サービスの食事の未提供100人分について1時間以上遅延することに罰則点を積算とあるのは、100人未満または1時間未満の遅延であれば罰則点が積算されないと理解してよろしいでしょうか。	100人ごと、若しくは1時間ごとに罰則点を追加する趣旨です。
150	8	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）別紙13 モニタリング及び改善要求措置要領	6	2	ウ罰則点の支払額への反映	債務不履行による違約金の水準が美祿刑務所の概ね半分の水準に引き下げられている（11/7説明会では規模を勘案したとのご説明がありました）のに対して、罰則点の積算ポイント及び減額率の計算については、美祿刑務所と同一水準のままで、罰則点による減額は実額ベースでほぼ2倍に引き上げられた形となっております。違約金と罰則点の取扱にかような差を設けた理由をお示し下さい。	御意見として承ります。
151	9	別紙14 PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定	2	2	2 (2)	国からのPFI事業費の支払いの通知は、前四半期終了の何日後になりますでしょうか。	現段階でお示しすることはできません。
152	9	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）別紙14 PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定	4	28	5 - (3) - イ	「上記(1)イと同様とする。・・・増加費用として別紙16又は別紙17に基づいた費用とする。」とありますが、不可抗力による運営開始の遅延の場合、運営開始前は初期投資費用の総額の100分の1、維持管理・運営期間の場合は維持管理・運営に必要な費用1年間分の100分の1という事業者負担を金額に置き換えると、数億円から数千万円になり、事業者にとってかなり重い負担となります。維持管理・運営業務のために雇用した人件費等、維持管理・運営業務が発生しなくても支出される費用に関しては、ご配慮していただく協議の場を設けていただくことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
153	9	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案） 別紙13 モニタリング及び改善要求措置容量	5	2	第4-2-(1)-	施設作業の暴動とあるが、自然な環境下でのバリケードの材料等豊富であり、民間でコントロール範囲を逸脱しているため、削除願いたい。	原文のとおりとします。
154	9	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案） 別紙13 モニタリング及び改善要求措置容量	5	8	第4-2-(1)-	火災の発生とあるが、どのレベルをいうのか？小火でもペナルティが課せられるのか？作業の内容によっては、可能性を排除できず、本来火気のない収容棟に限定して欲しい。	原文のとおりとします。
155	9	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案） 別紙13 モニタリング及び改善要求措置容量	5	10	第4-2-(1)-	特化ユニット、特に精神障害はリスクが高く、また収容者全体の質が悪くなることから、民間のリスクの範囲外とすべきであり削除願いたい。	原文のとおりとします。
156	9	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案） 別紙13 モニタリング及び改善要求措置容量	5	11	第4-2-(1)-	施設外作業の場合、どの時点をもって”取得”と判断するのか？	受刑者が施設内に持ち込んだ時点です。
157	9	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案） 別紙13 モニタリング及び改善要求措置容量	6	11	第4-2-(1)-	施設内、施設外の作業時における検身は、国が国のリスクにおいて行うという理解で良いか？とすれば、施設外作業が追加された本事業では、”面会人からの武器、または薬物の取得”と限定すべきであり修正願いたい。	身体検査は国が実施しますが、作業終了時、施設外作業場から帰所した際に、金属探知器、薬物探知機等により、危険物、持込制限物品、薬物がないこと等を事業者が確認することは想定しています。



島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
158	9	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案） 別紙13 モニタリング及び改善要求措置容量	6	7	第4-2-(2)	総務の罰則点で、訴訟関係書類を適切に処理しなかった場合の損害発生とあるが、総務は支援業務であり、つまり国の指示、指導のもと行うのであるから、「故意や不正」などの場合に限定すべきであり修正願います。	原文のとおりとします。
159	9	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案） 別紙13 モニタリング及び改善要求措置容量	6	9	第4-2-(2)	文書の紛失とあるが、範囲が広すぎて曖昧であり、限定願いたい。 例）収容者の処遇に関する重要な書類	原文のとおりとします。
160	9	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案） 別紙13 モニタリング及び改善要求措置容量	6	21	第4-2-(2)	受刑者による危険物の取得が減額と罰則点と両方にあるが、施設外作業によるリスクが増大しており、2重罰則は民間リスクが高すぎると考えるものであり、削除願いたい。	原文のとおりとします。
161	9	施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案） 別紙13 モニタリング及び改善要求措置容量	6	21	第4-2-(2)	施設内、施設外の作業時における検身は、国が国のリスクにおいて行うという理解で良いか？とすれば、施設外作業が追加された本事業では、“面会人からの武器、または薬物の取得”と限定すべきであり修正願いたい。	身体検査は国が実施しますが、作業終了時、施設外作業場から帰所した際に、金属探知器、薬物探知機等により、危険物、持込制限物品、薬物がないこと等を事業者が確認することは想定しています。
162	10	事業者選定基準	6		【基本方針】全般	【事業計画】、【施設整備・維持管理計画】、【施設運営計画】については1項目6点ということで配点が明確ですが、【基本方針】は点数が大きく、配点が小項目に分かれていません。もし小項目が設定されているのであればご教示ください。	小項目の設定はありませんが、評価の視点等については、入札説明書に関する説明会の議事概要を参考としてください。 ( <a href="http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/MINE/pfi48.pdf">http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/MINE/pfi48.pdf</a> )

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
163	10	事業者選定基準	6	1	別紙	基本方針：「官民協働の運営、地域との共生、人材の再生」の各項目での配点基準を御教示ください。 (例：「人材の再生」の運営各業務は「作業、教育、分類事務」の3項目等)	小項目の設定はありませんが、評価の視点等については、入札説明書に関する説明会の議事概要を参考としてください。 ( <a href="http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/MINE/pfi48.pdf">http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/MINE/pfi48.pdf</a> )
164	10	事業者選定基準	12	13	別紙-祖設運営計画-5.	・「特化ユニットにおいて、受刑者の特性に応じた処遇…」と評価のポイントにありますが、これは6.医療の評価のポイントではないのでしょうか。その際、点数は18点から12点に変更になるのではないのでしょうか。ご教示ください。	事業者選定基準に記載のとおりです。
165	11	様式集及び記載要領	2	9	第1-3-(1)-イ	様式4(グループ構成企業、協力企業及び役割分担表)を拝見すると、「構成企業」及び「協力企業」については記載箇所がありますが、「主幹事行」については、記入欄を別途追加し記載するとの理解でよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
166	11	様式集及び記載要領	2	13	第1-3-(1)-ウ	様式5(委任状)につきましては、「構成企業」についてのみ記載し、「協力企業」及び「主幹事行」については、特段、記載の必要はないとの理解でよろしいのでしょうか。	「協力企業」及び「主幹事行」についても記載していただく必要があります。
167	11	様式集及び記載要領	2	18	第1-3-(2)-ア	一般競争参加資格確認申請書の添付書類に関し「～なお、必要書類は、特に注釈がないものについては、すべての構成企業又は協力企業に関する添付書類を提出すること。」とありますが、「主幹事行」については、特段、提出の必要はないとの理解でよろしいのでしょうか。	「主幹事行」についても提出していただく必要があります。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
168	11	様式集及び記載要領	19	6	第2 - 6 - ウ 提出方法	提出資料の内容が美祿のときのものとなっているように思いますが、今回21部ずつ用意するものは「基本方針に関する提出資料」、「事業計画に関する提出資料」、「施設整備計画及び施設維持管理計画に関する提出資料」、「施設運営計画に関する提出資料」、「附帯的事業に関する提出資料」でよろしいですか。	御理解のとおりです。
169	11	様式集及び記載要領	-	-	-	・提案書にを添付資料をつけることは可能でしょうか。	添付は可能ですが、添付された全ての資料が審査の対象とは必ずしもならない点に御留意ください。